

検察審査会制度について

(注) 本ペーパーは、事務局において、これまでの本検討会における議論を踏まえ、今後の具体的な制度設計に向けた議論のたたき台とするために作成したものであるが、ここに記載されていない案を議論の対象とすることを否定するものではない。

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類

起訴相当の議決にいわゆる法的拘束力を付与するものとする。

(2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件

検察審査会は、アないしウのいずれにも該当するときは、いわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決をすることができるものとする。

ア A案 (検察官の必要的意見聴取)

当該議決をするに当たり、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えたこと

B案 (検察官及び被疑者の必要的意見聴取)

当該議決をするに当たり、検察官及び被疑者に対し、それぞれ、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えたこと

イ A 1案 (二段階案 / 最初の議決を終局処分 (起訴相当) とする案)

検察審査会が起訴相当の議決(いわゆる法的拘束力なし)を行った後、一定期間内に、検察官が公訴を提起しなかった場合において、審査の申立て又は職権審査の議決があり、再度審査した結果、起訴を相当とするとき

(再度の審査において、不起訴不当の議決をすることはできないものとする。)

A 2案 (二段階案 / 最初の議決を中間処分的議決とする案)

検察審査会が検察官に対して起訴を勧告する旨の議決（議決は、8人以上の多数によることとする。名称は更に検討）を行った後、一定期間内に、検察官が公訴を提起しなかった場合において、再度審査した結果、起訴を相当とするとき

（検察審査会は、審査の申立て等を経ることなく、再度の審査をする。再度の審査において、不起訴不当の議決をすることはできないものとする。）

B案（一段階案）

イの要件はもうけないものとする。

ウ 議決は、8人以上の多数によること（現行どおり）

(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

A案（検察審査会が公訴提起手続を行う案）

ア 検察審査会は、いわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決を行ったときは、起訴状の記載事項（人定事項、公訴事実、罪名罰条）が記載された書面を作成し、これを当該事件の管轄裁判所に送付するものとする。

イ 上記アの書面が提出されたときに、当該事件について公訴の提起があったものとみなすものとする。

ウ 裁判所は、当該事件について公訴の維持に当たる者を弁護士の中から指定するものとする。

エ 上記ウの指定を受けた弁護士は、当該事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行うものとする。

B案（指定弁護士が公訴提起手続を行う案）

ア 検察審査会は、いわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決を行ったときは、その議決書謄本を当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に提出するものとする。

イ 上記アの裁判所は、当該議決に係る事件について、公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定するものとする。

ウ 上記イの指定を受けた弁護士は、当該議決に従い、当該事件について公訴の提起及びその維持をするため、裁判の確定に至るまで検察官の職

務を行うものとする。

C案（検察官が公訴提起手続を行う案）

検察官は、いわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決が行われたときは、当該議決に従い、当該事件について公訴の提起及びその維持をするものとする。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

(1) リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱

ア **A案**

検察審査会は、検察官の不起訴処分の当否を審査するに当たり、必要と認めるときは、弁護士のうちから、リーガルアドバイザーを委嘱することができるものとする。

B案

A案に加え、検察審査会は、いわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決を行うに当たっては、当該事件の審査のため、弁護士のうちから、リーガルアドバイザーを委嘱しなければならないものとする。

C案

検察審査会は、不起訴処分の当否を審査するに当たって、弁護士のうちから、リーガルアドバイザーを委嘱しなければならないものとする。

イ リーガルアドバイザーは、検察審査会長の指揮監督を受けて、審査に係る事件の事実認定上及び法律上の問題点の整理、関連する法令及び判例の整理・解説、議決書の起案等の職務に従事するほか、各検察審査員の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

(2) 検察審査員の義務・解任

判断の公正さの確保等のための検察審査員の義務、その違反があった場合の解任等の在り方について、裁判員制度における検討を踏まえて、検討する。

(3) 罰則

検察審査員、補充員、リーガルアドバイザーの秘密漏泄罪
検察審査員に対する不正な働きかけを防止するための罰則
を含めた、罰則の在り方について、裁判員制度における検討を踏まえて、
見直すこととする。

(4) 検察審査員の欠格事由等の見直し

検察審査員及び補充員の欠格事由、職業による就職禁止事由等について、
裁判員制度における検討を踏まえ、見直すものとする。

(5) 付審判請求手続との調整

ア 申立期間

A案 検察審査会に対する審査申立期間は、特に定めない。

B案 検察審査会に対する審査申立ては、審査申立権者が、公訴を提起し
ない処分がなされたことを知った日から一定期間内に行わなければなら
ないものとする。

イ 付審判請求対象事件について、付審判請求と審査申立てとが並行してな された場合についての調整

A案 調整規定を設けない。(いずれか一方の手続において、訴追がなさ
れた場合には、他方の手続は中止ないし終了することとなるが、その
点は、現行法同様、解釈に任せる。)

B案 付審判請求棄却決定が確定した場合には、検察審査会は、同一事件
についていわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決をすることはできな
いものとする。

これに関連し、付審判請求棄却決定に対する抗告申立期間を法定する
ものとする。

(6) 検察審査会の配置の見直し

「検察審査会の数は、二百を下ってはならず、かつ、各地方裁判所の管轄
区域内に少なくともその一を置かなければならない。」とする検察審査会法
第1条第1項ただし書を見直すものとする。

3 建議・勸告制度の改革

檢察事務の改善に関する建議又は勸告を受けた検事正は、檢察審査会に対し、当該建議又は勸告に対する回答をしなければならないものとする。